



島根県報

平成20年 8月18日 (月)

第 2,009 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則 (企業立地課) 1

告 示

平成20年度第4次自衛官募集 (消防防災課) 2

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事

業者の指定 (高齢者福祉課) 3

換地処分 (農村整備課) 3

保安林の指定 (森林整備課) 3

保安林予定森林 (") 4

解除予定保安林 (") 4

漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅 (水産課) 4

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等

を定める告示 (企業立地課) 5

特定調達公告

平成20年度雪寒機械の購入に係る一般競争入札の落札者等 (道路維持課) 7

正 誤

平成20年7月25日付け島根県報第2,003号中 (森林整備課) 9

公布された条例等のあらまし

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則(規則第62号)

1 規則の概要

隠岐郡に立地するコールセンター業のうち、平成22年3月31日までに立地計画の認定を受けたものについては、助成金の算定基礎を投下固定資本額及び企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数とすることとした。(第8条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第62号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「（第2条第3号シのコールセンター業にあっては投下固定資本額、同条第4号の業種にあっては新たに増加する常用従業員の数）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる業種にあっては、当該各号に定めるものを基礎として算定するものとする。

- (1) 第2条第3号シのコールセンター業（隠岐郡に立地するもののうち、平成22年3月31日までに条例第4条第1項の規定による計画の認定を受けたものを除く。） 投下固定資本額
- (2) 第2条第4号に掲げる業種 企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島根県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請された島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定による認定に係る計画（以下「認定計画」という。）について適用し、同日前に申請された認定計画については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第679号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成20年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成20年8月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 採用する自衛官

男女共通 2等陸士・2等海士・2等空士

（男性 40名程度、女性 若干名）

- 2 募集期間

男女共通 平成20年8月18日（月）から9月10日（木）まで

- 3 試験期日

(1) 男性の場合 平成20年9月16日（火）から18日（木）のいずれか1日

(2) 女性の場合 平成20年9月29日（月）

- 4 試験場の位置及び名称

男女共通 出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

陸上自衛隊出雲駐屯地

- 5 採用予定日

平成21年3月下旬又は4月上旬

- 6 その他

- (1) 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の方

- (2) 試験科目

ア 筆記試験（国語・数学・社会・作文）

イ 口述試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

(3) この試験に関する問合せは、自衛隊島根地方協力本部（松江市学園 1 丁目 1 - 14 電話0852（21）0015）に連絡すること。

島根県告示第680号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 8月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 ヘルスケア 光	通所介護	デイサービス新川	簸川郡斐川町大字庄原字 上新川1634番地 5	平成20年 8月 1日
	介護予防通所介護			

島根県告示第681号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成20年 8月 1日付けで県営土地改良事業に係る益美 2 期（益田）地区茶屋ヶ曽根工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成20年 8月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第682号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成20年 8月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
安来市広瀬町上山佐2997 - 2、2998、2999、3000 - 1、3001、3002 - 1、3002 - 2、3009
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第683号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成20年8月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町蛸木桐山871 - 1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

蛸木桐山871 - 1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第684号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成20年8月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 解除予定保安林の所在場所

浜田市原井町2240 - 5、2240 - 6、2241 - 3、2242 - 4、2242 - 7、2243 - 3、2244 - 2 から2244 - 5まで、2245 - 1、2247 - 8、2247 - 13、2247 - 22

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所

浜田市熱田町1688続1、1689 - 1、1689 - 3、1690 - 1

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第685号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成16年島根県告示第770号による保険に付すべき義務は、平成20年8月2日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成20年8月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

美保関町加入区

島根県告示第686号

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)第3条の規定により、島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示(平成20年島根県告示第285号)は、廃止する。

平成20年8月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県企業立地促進助成金(以下「助成金」という。)

2 交付の目的

企業が県内に立地する際の経費に対して助成を行い、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的とする。

3 交付の対象となる者

島根県企業立地促進条例(平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定による計画の認定を受けた企業(以下「認定企業」という。)であって、次に掲げる業種に応じて次に定める要件を備えたもの

(1) 島根県企業立地促進条例施行規則(平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。)第3条第1号に掲げる業種 増加固定資本額(規則第3条第1号ア、第2号ア又は第4号アに規定する投下固定資本のうち、認定企業が助成対象期間(規則第5条第1項に規定する申請書が受理された日(規則第3条第3号に掲げる業種にあっては、平成20年1月1日以後の事業開始日とのいずれか早い日)から助成金の交付を申請する日までの期間をいう。以下同じ。)に新たに取得した投下固定資本(当該認定企業が同企業に全額出資している企業(主たる事務所が県外にあるものに限る。)の投下固定資本を賃借する場合にあっては、当該投下固定資本を含む。以下同じ。)に係る経費の総額をいう。以下同じ。)が3億円以上であって、増加常用従業員(認定企業又は認定企業が資本金の全額を出資する企業(以下「全額出資企業」という。)が助成対象期間に当該認定企業の立地に伴い新たに雇用した雇用期間の定めのない常用従業員(規則第3条第2号に掲げる業種にあっては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者その他の実質的に常用従業員に準ずると認められる者(以下「派遣労働者等」という。)を含む。)をいう。以下同じ。)の数(以下「増加常用従業員数」という。)が10人以上であること。

(2) 規則第3条第2号に掲げる業種 増加固定資本額が3,000万円以上であって、増加常用従業員数が10人以上であること。

(3) 規則第3条第3号に掲げる業種 増加常用従業員数が3人以上であること。

(4) 規則第3条第4号に掲げる業種 増加固定資本額が1億円以上であって、増加常用従業員数が5人以上であること。

4 助成金の交付の対象及び交付の額

(1) 交付の対象 増加固定資本額(助成金以外の補助金等で知事が別に定めるものを直接又は間接にその経費の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。以下同じ。)及び増加常用従業員に係る経費

(2) 交付の額 次に掲げる額の合計額（規則第2条第3号シのコールセンター業（隠岐郡に立地するもののうち、平成22年3月31日までに条例第4条第1項の規定による計画の認定を受けたものを除く。）にあってはアに掲げる額、同条第4号に掲げる業種にあってはイに掲げる額）とする。

ア 増加固定資本額に別表第1の左欄に掲げる業種及び同表の中欄に掲げる増加常用従業員数に応じ同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額に、別表第2の左欄に掲げる立地の区分に応じ同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額（その額が7億円を超える場合は、7億円）

イ 増加常用従業員数（全額出資企業の増加常用従業員数を除く。）に規則第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる業種にあっては100万円（増加常用従業員が派遣労働者等である場合は、50万円）を、同条第4号に掲げる業種にあっては50万円を乗じて得た額（以下「増加常用従業員数を基礎として算定した額」という。）。ただし、次に掲げる場合にあっては、当該区分に応じてそれぞれ次に定める額

㊦ 増加常用従業員数を基礎として算定した額が3億円を超える場合（交付の対象となる者がイに該当するもの又は規則第2条第4号に掲げる業種である場合を除く。） 3億円

㊧ 規則第2条第3号シのコールセンター業であって、隠岐郡に立地するもののうち平成22年3月31日までに条例第4条第1項の規定による計画の認定を受けたものについて、増加常用従業員数を基礎として算定した額が3千万円を超える場合 3千万円

5 助成金の支払

助成金の交付決定のあった年度の当該助成金の交付限度額は2億円とし、当該助成金の額が2億円を超える場合にあっては、2億円を超える部分の助成金について交付決定のあった年度の翌年度以降に各年度2億円を限度として分割して交付するものとする。

別表第1

業種	増加常用従業員数	助成率
1 規則第2条第1号又は第3号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が10人以上の場合（(2)に掲げる場合を除く。）	15パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が10人以上の場合	20パーセント
2 規則第2条第2号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が10人以上の場合（(2)に掲げる場合を除く。）	10パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が10人以上の場合	15パーセント
3 規則第2条第5号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が5人以上9人以下の場合	15パーセント
	(2) 増加常用従業員数が10人以上の場合	20パーセント

別表第2

立地の区分	助成率
1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を賃借する場合を含む。）	100パーセント
2 県内に事業所を有する認定企業（以下「県内企業」という。）が、公的工業団地（県、市町村、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が整備した工業団地（工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イに規定するものをいう。）をいう。）内に新たに用地を取得（過去に条例第6条第1項に規定する認定計画に従って立地を行った際に用地を取得した場合であって、知事が特に認めた場合を含む。）して建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合	100パーセント

3 県内企業が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（2に掲げる場合を除く。）	50パーセント
4 県内企業が、償却資産のみを増設する場合	25パーセント

備考 生産施設とは、次のア又はイに掲げる業種に応じて当該ア又はイに掲げる施設をいう。

ア 規則第2条第1号又は第2号に掲げる業種 工場立地法第4条第1項第1号に規定する生産施設

イ 規則第2条第3号又は第5号に掲げる業種 主たる事業の用に供するための施設

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成20年 8月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称、数量及び配車先

- (1) 除雪グレーダ（3.1m級）、1台、雲南県土整備事務所
- (2) 除雪ドーザ（11t級）、1台、県央県土整備事務所
- (3) 除雪ドーザ（11t級）、1台、浜田県土整備事務所

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

- (1) 平成20年 7月28日
- (2) 平成20年 7月28日
- (3) 平成20年 7月28日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 西日本キャタピラー三菱建機販売株式会社安来支店 島根県安来市今津町660番地 1
- (2) 株式会社カワサキマシンシステムズ西日本支社西日本支店広島営業所山陰工場 島根県出雲市知井宮町字東原123番地
- (3) 株式会社カワサキマシンシステムズ西日本支社西日本支店広島営業所山陰工場 島根県出雲市知井宮町字東原123番地

5 落札金額

- (1) 11,812,500円
- (2) 11,025,000円
- (3) 11,970,000円

6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 一般競争入札
- (2) 一般競争入札
- (3) 一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成20年 6月13日

正

誤

平成20年7月25日付け島根県報第2,003号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から5	鹿足郡吉賀町柿木村椏谷699 - 4	鹿足郡吉賀町柿木村椏谷669 - 4
5	下から19	指定施業要件の変更の予定に係る保安林	指定施業要件の変更に係る保安林